

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、寄附行為第51条の規定に基づき、学校法人清風南海学園（以下「この法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員等に対し報酬、手当を支給することができる。

2 前項の報酬の月額、手当額は理事会の議決を経て理事長が定めるものとする。

(賞与)

第3条 役員等に対し賞与を支給することがある。

2 前項の賞与の額は理事長が定めるものとする。

3 第1項の規定により賞与を支給する場合には、6月1日及び12月1日現在、それぞれ在任する役員に対して支給するものとする。

(旅費)

第4条 役員等がこの法人の業務に関し出張する場合は旅費実費を支給することができる。

(退職金、功労金、弔慰金)

第5条 役員等が退職又は在職中死亡したときは、退職金、功労金、弔慰金（以下「退職金等」という。）を支給することができる。

2 前項の退職金等の額は理事会の議決を経て理事長が別に定めるものとする。

3 退職金等は本人に支給する。ただし、本人が死亡した場合はこれを遺族に支給する。

(委任)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は理事長が定めるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項で特に必要が生じた問題については、理事会の決議を経て理事長が定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前から在任している役員の報酬及び賞与等については、この規程に基づいて支給したものとみなす。

附 則

この規程は平成6年4月1日に一部改正し適用する。(第5条)

附 則

- 1 この規程は平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 令和2年4月1日 改正

附 則

- 1 令和7年4月1日 改正

役員等の報酬に関する規程第2条第2項に規定する理事長が定める役員等に関する報酬の月額、手当額、及び同規程第3条第2項に規定する理事長が定める役員等に対する賞与の額は、下表の金額以内とする。

表1 役員等報酬月額表

区 分	報酬月額(限度額)	備 考
理 事 長	1,000,000円	理事・幹事・評議員のうち、下記の者に対しては、報酬は支給しない。 1. 清風南海中学校・高等学校に勤務する教職員。 2. 南海電気鉄道(株)関係者、及び宗教関係者(真言宗住職等)。 3. 清風南海中学校・高等学校の卒業生。
専務理事	700,000円	
理 事	110,000円	
幹 事	110,000円	
評 議 員	110,000円	

※但し、報酬を支給されないものに対しては、会議出席(書面出席を除く)の都度、下記の金額を支給する。

表2 手当額

区 分	金額(限度額)
宗教関係者(真言宗住職等)	30,000円
南海電気鉄道(株)関係者	30,000円
卒業生：関西県内在住者	30,000円
卒業生：関西県外在住者	60,000円

表3 賞与の額

区 分	夏 季	冬 季
理 事 長	月額報酬の1月分	月額報酬の1.5月分
専務理事		
理 事		
幹 事		
評 議 員		

備考：本3表は、令和7年4月1日から適用する。